富山労働局発表

平成 22 年 1 月 29 日

連絡先

富山労働局 総務部 企画室 企 画 室 長 廣 瀬 正 己 労働紛争調整官 松 林 郁 夫

電話076-432-2728

個別労働紛争解決制度の運用状況について

富山労働局(局長 堀江雅和)で平成21年度第3四半期まで(平成21年4月~12月)に取り扱った「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」による制度の運用状況を取りまとめましたので、その内容を以下のとおり発表します。

概要

1. 「総合労働相談」件数(労働関係の法令制度の問合せ・労働紛争に関する相談等) 7,598件(前年度同期比 311件 4.3%増加)

うち「個別労働紛争」事案(民事上の個別労働紛争に係る相談)

1,480件(同

239件 19.3%増加)

- 2. 「助言・指導」申出件数 57件(同 23件 28.8%減少) (上記の「個別労働紛争」に関し、その解決のために当事者の一方から援助を求められた場合に、 必要な助言・指導を他方の当事者に対して行う制度です。)
- 3. 「あっせん」申請件数 54件(同 21件 28.0%減少) (上記の「個別労働紛争」に関し、紛争当事者双方が話し合いでの解決を希望する場合、第三者 (公正中立な弁護士・有識者等)の調整(あっせん)により解決を図る制度です。)

本年度第3四半期まで(平成21年4月~12月)の間に、富山労働局総務部企 画室及び各労働基準監督署に設置している『総合労働相談コーナー』等に寄せら れた総合労働相談件数は7,598件、そのうち民事上の個別労働紛争に関する相談 件数は1,480件でした。

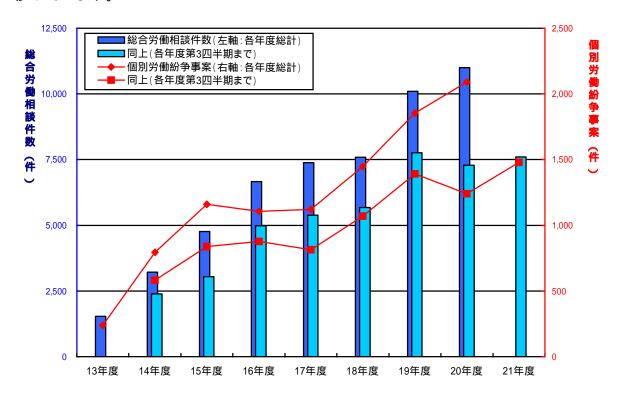
前年度同期よりそれぞれ 311 件 (4.3%) 239 件 (19.3%) 増加しており、引き続き高水準で推移しています。

民事上の個別労働紛争に関する相談内容は、「解雇」に関するものが全体の 4 分の 1 を占め、次いで「労働条件引下げ」「いじめ・嫌がらせ」と、昨年度と同じ傾向にあり、「配置転換・出向」「雇止め」に関する相談件数は減少しました。

「助言・指導」の申し出件数及び「あっせん」申請件数は昨年度同期より減少しましたが、富山労働局においては、労働者と使用者との間の個別の労働紛争が生じた場合には、紛争解決制度に基づく「総合労働相談コーナー」での相談、簡易迅速・無料・非公開である「局長の助言・指導」や「あっせん」制度の利用を引き続き勧めています。

1. 労働相談の状況

富山労働局総務部企画室及び4つの労働基準監督署内に設置している総合労働相談コーナー等に寄せられた相談件数は、一昨年秋以降の急激な景気悪化の影響を受けて、相談件数が急増した状況からはやや落ち着きを取り戻した感があるものの、本年度第3四半期までの相談件数は7,598件と、昨年度第3四半期までの相談件数(7,287件)よりも311件(4.3%)増加しており、引き続き多数の相談が寄せられています。また、それらの相談の内、民事上の個別労働紛争に関する相談は1,480件あり、昨年度同期の1,241件より239件(19.3%)増加しており、これも引き続き高水準で推移しています。



注:本制度は平成13年10月から運用されているため、上記グラフにおいては平成13年度第3四半期までの分としては集計しておりません。

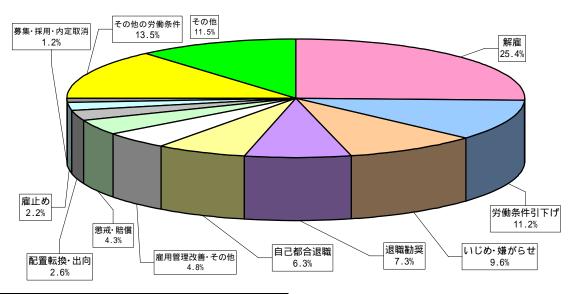
*最近の各四半期ごとの相談件数

	20 年度第 1	20 年度第 2	20 年度第3	20 年度第 4	21 年度第 1	21 年度第 2	21 年度第3
総合労働相談件数	2,506	2,205	2,576	3,719	2,881	2,510	2,207
個別労働紛争事案	432	384	425	850	573	516	386

2. 個別労働紛争事案に係る相談

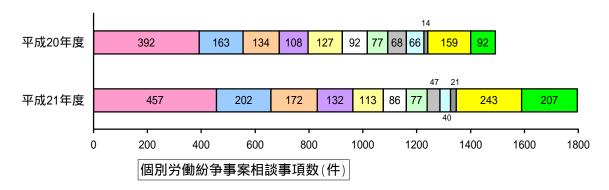
1,480 件の個別労働紛争事案に係る相談内容は、下表のとおり「解雇」に関するものが最も多く、次いで「労働条件の引き下げ」、「いじめ・嫌がらせ」の順となっています。 (複数の内容に関する相談はそれぞれに計上)

平成 21 年度第 3 四半期までの相談内容内訳



各年度第3四半期までの相談内容内訳

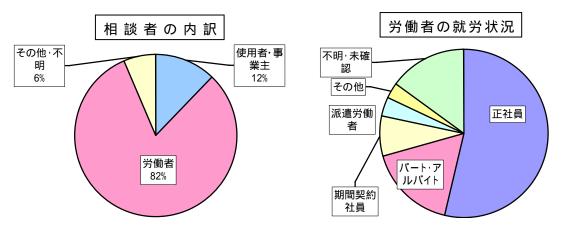
相談の内容	色	平成 21 年度	割合(%)	平成 20 年度	割合(%)
解雇		457	25.4	392	26.3
労働条件引下げ		202	11.2	163	10.9
いじめ・嫌がらせ		172	9.6	134	9.0
退 職 勧 奨		132	7.3	108	7.2
自己都合退職		113	6.3	127	8.5
雇用管理改善・その他		86	4.8	92	6.2
懲戒・賠償		77	4.3	77	5.2
配 置 転 換・出 向		47	2.6	68	4.6
雇 止 め		40	2.2	66	4.4
募集・採用・内定取消		21	1.2	14	0.9
その他の労働条件		243	13.5	159	10.6
そ の 他		207	11.5	92	6.2
合 計		1,797	100.0	1,492	100.0



1,480 件の相談の内、1,204 件(81.4%) が労働者からの相談で、事業主からの相談も 181 件(12.2%) ありました。

相談の対象となった労働者の就労状況については、正社員が 792 件 (53.5%) と最も多く、パート・アルバイト (253 件、17.1%) 期間契約社員 (116 件、7.8%) の順となっています。

また、派遣労働者からの相談も52件(3.5%)ありました。



3. 労働局長による助言・指導の状況

「労働局長の助言・指導」とは、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が関係法令や過去の裁判例等を参考に、紛争当事者に対して個別労働紛争の問題点を指摘し、自主的に紛争を解決することを促進する制度です。

本年4月から12月末までに申出があった57件(67事項)の内容は、「解雇」に関するものが最も多く、次いで「自己都合退職」に関するもの、「雇用管理改善」、「いじめ・嫌がらせ」に関するものの順でした。

これらの申出に対して、確定した判例法理、類似事案の集積等がある軽微あるいは簡易な事案等については、簡易・迅速な紛争解決という観点から、紛争の相手に対して口頭での助言・指導を実施しています。

4. あっせんの運用状況

「あっせん⁽⁾」とは、個別労働紛争当事者の間に公平・中立な学識経験者が入り、双方の主張の要点を確かめ、事案によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

本年度第3四半期までの間にあっせん申請があった54件(56事項)の主な申請内容は、「普通解雇」に関するものが24件と最も多く、次いで「労働条件引下げ」、「整理解雇」の順となっています。

これらのあっせん申請に対して、18 件については委員によるあっせんが行われ、その 結果、13 件は当事者間の合意が成立し、解決しました。

() 弁護士等の労働問題の専門家により組織された「紛争調整委員会」が都道府県労働局ごとに設置されており、この委員のうちから指名されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

平成20、21年度 各第3四半期までの「助言・指導」・「あっせん申請」内容

ф	容	助言・指導の申し出内容				あっせん申請内容			
内	台	21 年度	割合(%)	20 年度	割合(%)	21 年度	割合(%)	20 年度	割合(%)
解雇		18	26.9	30	36.1	24	42.1	22	25.6
退職勧奨		3	4.5	12	14.5	2	3.5	13	15.1
懲 戒・賠 償		2	3.0	7	8.4	5	8.8	6	7.0
労働条件引下げ		3	4.5	6	7.2	8	14.0	11	12.8
自己都合退職		11	16.4	3	3.6	2	3.5	4	4.7
雇 止 め		1	1	1	1.2	3	5.3	2	2.3
雇用管理改善等		8	11.9	2	2.4	ı	1	1	1.2
いじめ・嫌がらせ		6	9.0	1	1.2	1	1.8	5	5.8
その他の労働条件		7	10.4	17	20.5	8	14.0	17	19.8
そ の 他		9	13.4	4	4.8	4	7.0	5	5.8
合 計		67	100.0	83	100.0	57	100.0	86	100.0

